

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課
不利益処分名	事故時の措置命令
根 拠 法 令	悪臭防止法
根 拠 条 項	第10条第3項
連 絡 先	(電話 621-5213 )
処 分 基 準	1 処分の要件 法第10条第1項の場合において、当該悪臭原因物の不快なおいにより住民の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるとき。
	2 処分の内容 法第10条第1項に規定する者に対し、引き続き当該悪臭原因物の排出の防止のための応急措置を講ずべきことを命ずることができる。
	参 考 事 項 法第10条第1項 (罰則) 法第27条
設定等年月日	平成26年8月1日設定 (令和3年4月1日最終変更)